

平成30年度射水市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

平成30年7月1日制定

1 趣旨

本市では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、毎年度、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定する。

2 用語の定義

この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この調達方針は、射水市の全組織における物品等の調達に適用する。

4 調達の対象となる障がい者就労施設等

本市において、調達の対象となる障がい者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づく事業所・施設等
 - ア 就労継続支援A型・B型事業所
 - イ 就労移行支援事業所
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
 - オ 地域活動支援センター
 - カ 小規模作業所
- (2) 物品等の調達に関して障がい者就労施設等にあっせん又は仲介業務を行う共同受注窓口
- (3) 障がい者を多数雇用している企業等
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく特例子会社
 - イ 重度障がい者多数雇用事業所
 - (ア) 障がい者の雇用者数が5人以上
 - (イ) 障がい者の割合が従業員の20%以上
 - (ウ) 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

ウ 在宅就業障がい者

自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者

エ 在宅就業支援団体

在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体

5 調達の対象品目

(1) 物品

- ・事務用品（筆記具、用紙、封筒、ゴム印、書籍など）
- ・食料品・飲料（パン、弁当、菓子類、茶など）
- ・小物雑貨（ぞうきん、ふきん、各種記念品、防災用品など）
- ・その他の物品（上記以外の物品）

(2) 役務

- ・印刷（冊子、パンフレット、計画など）
- ・クリーニング
- ・清掃、施設管理（清掃、草刈、施設管理など）
- ・封入等軽作業
- ・その他のサービス、役務（上記以外の役務）

6 調達の目標

平成30年度に本市が達成すべき優先調達については、物品及び役務の種別ごとに、調達実績額が前年度を上回ることを目標とする。

7 調達の推進方法

- (1) 障がい者就労施設等から提供可能な物品等、本市各部署が希望する物品購入、役務提供等についての情報を収集し、これらの情報をもとに、各部署に対し障がい者就労施設等への優先調達を依頼する。
- (2) 本市関係部署（契約部門、庁舎管理部門）との連携により、国等の基準に応じた公契約における措置の検討を行う。

8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、市ホームページ等により、速やかに公表する。
- (2) 調達実績については、翌年度の5月末までに概要を取りまとめ、市ホームページ等により、速やかに公表する。

9 当該調達方針に基づく窓口

この調達方針の窓口は、福祉保健部社会福祉課とする。ただし、公契約に関する窓口は財務管理部管財契約課とする。